

Movements for the Internet Active Users
一般社団法人インターネットユーザー協会

クラウド小委員会で今何が話されているのか

クラウドストレージと私的複製、そしてクリエイターへの利益還元

2014.11.20@Internet Week 2014 「クラウド時代の著作権について考える」



この文書は クリエイティブ・コモンズ 表示 3.0 非移植 ライセンスの下に提供されています
<https://creativecommons.org/licenses/by/3.0/deed.ja>

MIAUについて

一般社団法人インターネットユーザー協会

Movements for the **I**nternet **A**ctive **U**sers

2007年から活動を開始。現在7年目に突入

日本におけるDigital Rightsに関するユーザー団体

「利用者がより創造的に活動でき、そして技術自身が発展できるような環境」

「既存のシステムを守るための制度が、技術の発展を制限しない環境」

をめざす

代表理事：津田大介（ジャーナリスト）、小寺信良（コラムニスト）

理事：庄司昌彦（国際大学GLOCOM主任研究員）

政府における著作権法制に関する議論のプラットフォーム

文化審議会

文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて、文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べる

著作権分科会

著作権制度に関する重要事項を調査審議する

法制・基本問題小委員会

国際小委員会

**著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会
(通称「クラウド小委員会」)**

「クラウドサービス等と著作権及び
クリエイターへの適切な対価還元等に関すること」を議論

なぜクラウドサービスが文化庁で取り沙汰されるようになったのか

知的財産推進計画2014(内閣官房 知的財産戦略推進本部)

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

1. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

クラウドサービスや情報活用のサービスなどの新たな産業の創出や拡大を促進するため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方について、文化審議会の議論を加速化させ、**今年度の出来る限り早期に結論を得て**、必要な措置を講ずる。(短期)(文部科学省)

クリエイターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、引き続き上記の検討と併せて、**私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討**を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

規制改革実施計画(閣議決定)

3 創業・IT 等分野

① 起業・新規ビジネスの創出・拡大

14. クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し

著作権の適切な保護と著作物の公正な利用の調和を図りつつ、**新しい産業の創出・拡大に資する観点から、クラウドにおける私的複製を支援するサービスや、情報活用のサービス等についてサービス提供を可能とするような権利制限規定の在り方や円滑なライセンス体制の構築について**文化審議会著作権分科会において検討を行い、関係者間の合意が得られることを前提に結論を得る。

実施時期：**平成26年度上期**

所管官庁：文化庁

知的財産戦略調査会 コンテンツ小委員会 7の提言(自民党)

法制及びライセンス体制の整備

(1) クラウドサービス等によるビジネス展開の促進

目標:(省略)

現状: **個人向けストレージサービス等のクラウドサービスやメディア変換サービス等において**実質的に権利者に損害を与えないサービス提供に伴ってやむなく行われる**著作物の複製・公衆送信等が、著作権法上許容されるかどうか等については、複数の法解釈が成り立ちうるため、国内クラウド業者が事業展開に当たり慎重になっている。**

施策:クラウドサービスの著作権法上の扱いについては、現在、文化庁において、関係者から意見を聴きつつ文化審議会著作権分科会で議論が行われているところであるが、**今後の新たなサービスに対応することが出来るよう柔軟性のある規定の制定を含めた審議を加速化し、遅くとも今年度前半には結論が得られるようにする。**

知的財産戦略調査会 コンテンツ小委員会 7の提言(自民党)

法制及びライセンス体制の整備

(2) ネットワークにおける利用の拡大と権利処理の円滑化

目標:(省略)

現状:**許諾窓口の分散や権利者不明等の理由により権利処理に時間がかかること**が、デジタル配信やコンテンツの海外展開に際し障害となっていると指摘されている。また、**非営利的な利用についても著作権法における権利制限規定が限定的である**ことが、ネットワークにおけるコンテンツの活用を阻害する要因となっている。

施策:

①(省略)

②教育や情報処理など公正な利用に対して**硬直的な規定でなく柔軟な権利制限規定を導入することなど、許諾の要らない利用範囲の見直し**を行う。

クラウド小委員会 委員構成

学者

土肥一史(日本大学教授)※主査

大淵哲也(東京大学教授)

奥邨弘司(慶應義塾大学教授)

岸博幸(慶應義塾大学教授)

法律実務家

末吉互(弁護士、東京大学客員教授)※主査代理

長谷川浩二(東京地裁判事[知的財産権担当])

龍村全(弁護士)

松田政行(弁護士)

権利者団体(音楽)

浅石道夫(JASRAC)

畑陽一郎(日本レコード協会)

椎名和夫(芸団協)

権利者団体(映像)

華頂尚隆(日本映画製作者連盟)

笹尾光(民放連)

松本悟(日本動画協会)

事業者

今子さゆり(Yahoo! Japan)

榊原美紀(JEITA)

丸橋透(nifty)

杉本誠司(ニワンゴ)

消費者団体

河村真紀子(主婦連)

津田大介(MIAU)

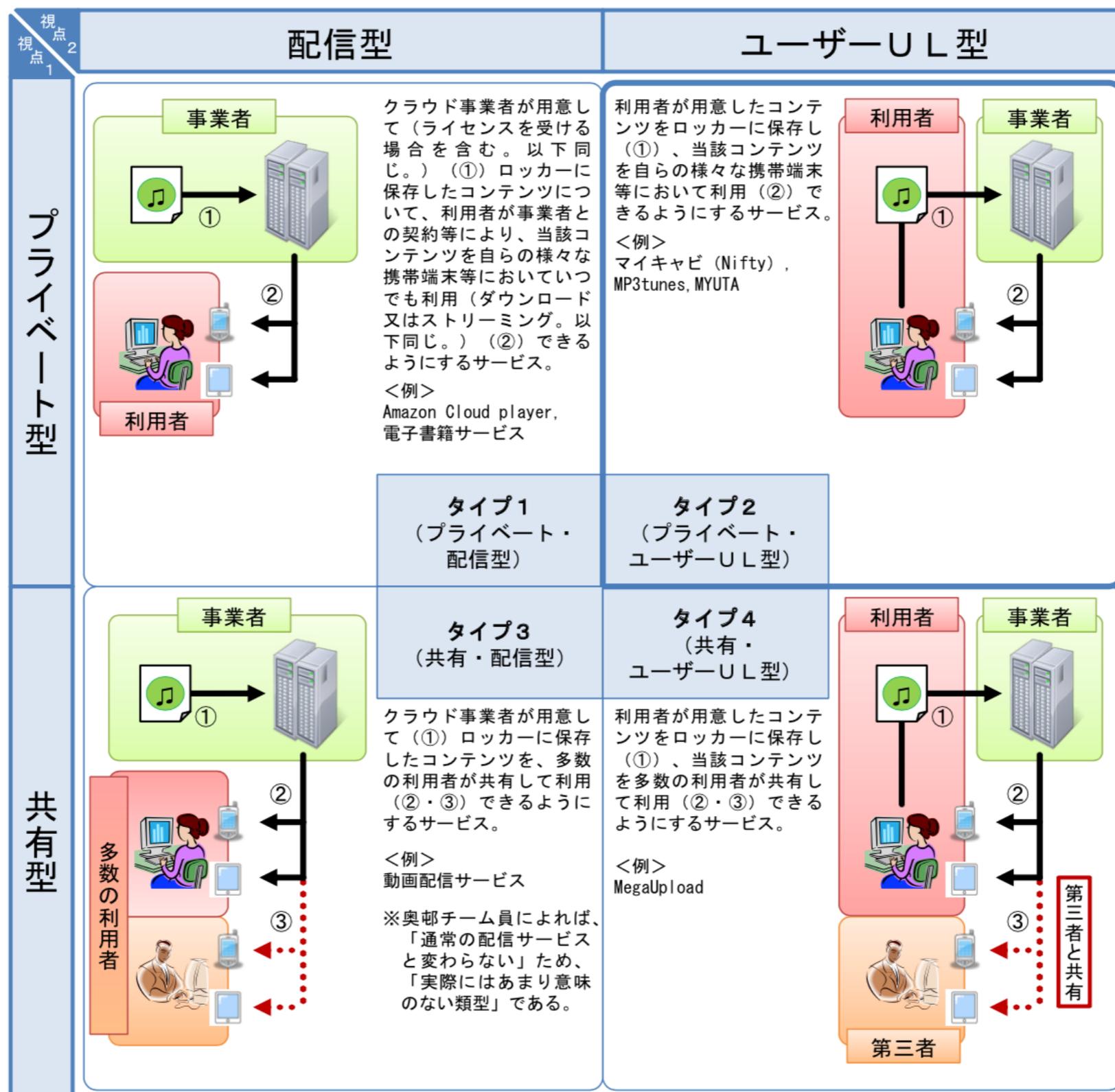
一概に「クラウドサービス」といっても、それはスコープが広すぎる



クラウドロッカーサービス
(Dropbox, SkyDrive…)

クラウドロッカー以外

クラウドロッカーサービスの4類型



クラウドロッカーサービスの4類型

型

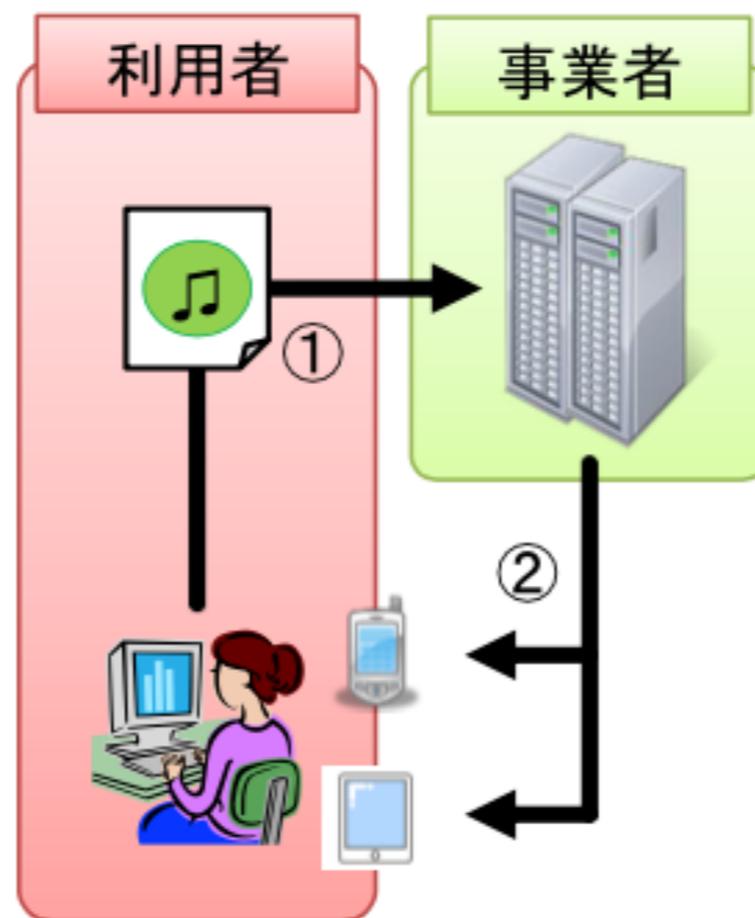
ユーザーUL型

クラウド事業者が用意して（ライセンスを受ける場合を含む。以下同じ。）（①）ロッカーに保存したコンテンツについて、利用者が事業者との契約等により、当該コンテンツを自らの様々な携帯端末等においていつでも利用（ダウンロード又はストリーミング。以下同じ。）（②）できるようにするサービス。

<例>
Amazon Cloud player,
電子書籍サービス

利用者が用意したコンテンツをロッカーに保存し（①）、当該コンテンツを自らの様々な携帯端末等において利用（②）できるようにするサービス。

<例>
マイキャビ（Nifty）,
MP3tunes, MYUTA



タイプ1
（プライベート・
配信型）

タイプ2
（プライベート・
ユーザーUL型）

とりあえず共有については
あとの議論ということに

文化庁による「法的な論点」整理

1. 利用行為主体は誰か？

→まねきTV・ロクラクの亡霊？

2. 「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」 (法第30条第1項)該当性

→共有は「機能」か？あるいは「行為」か？

3. 公衆用設置自動複製機器(法第30条第1項第1号)該当性

→これはクラウドだけの問題ではない！

4. 「公衆」該当性

5. 権利者への適切な対価の還元

公衆用設置自動複製機器に関する根深い問題

ユーザー自らがサーバーなどの「複製手段」を自前で調達して行う(不可能ではない)場合は「私的複製」の範疇と解される可能性があるが、この場合は、まさに30条において規定されている「公衆の使用に供することを目的として設置された自動複製機器」に該当

(椎名委員提出資料より)

クラウドサービスに関わらず、レンタルサーバにも影響
「ユーザーが自前でサーバを構築せよ」ということ?

クラウドロッカーと著作権の関係を考える上での前提

技術的に見ればクラウドロッカーもWebメールもほぼ同じもの

ソフトウェア

例: Dropbox、Gmail

SaaS (Software as a Service)

ソフトウェアをサービスとして提供するもの

プラットフォーム

例: Heroku、Google App Engine

PaaS (Platform as a Service)

ソフトウェアを動かすプラットフォームをサービスとして提供するもの

インフラストラクチャ

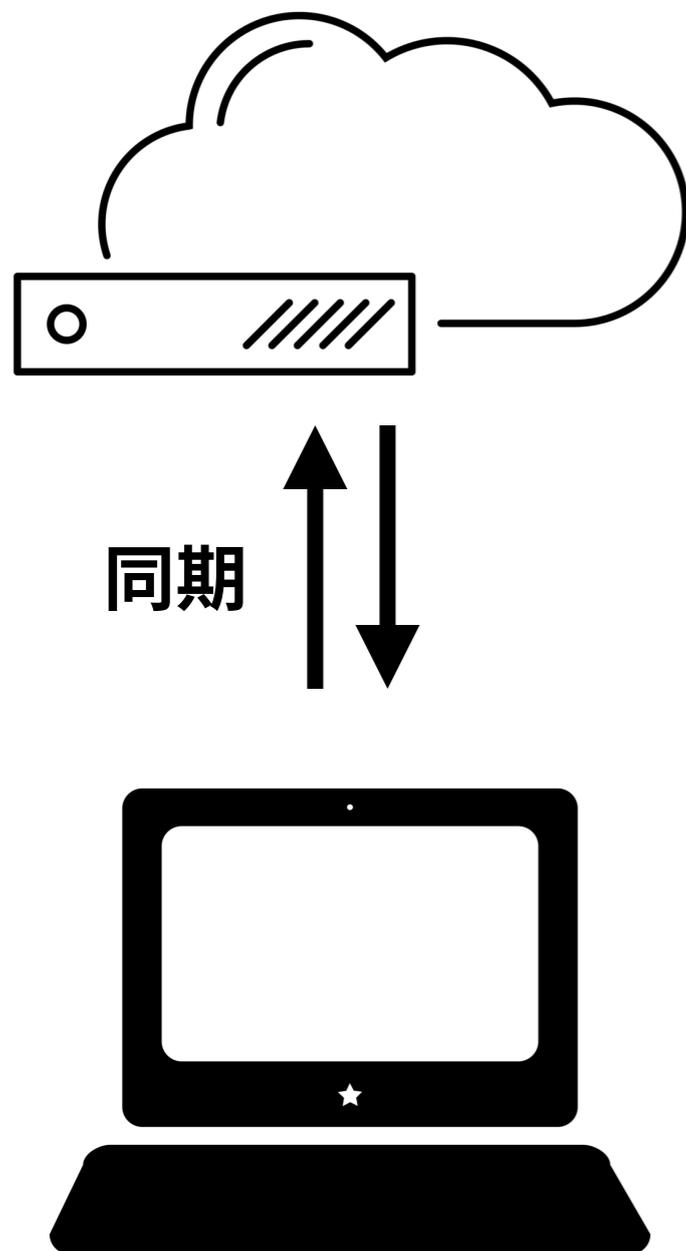
例: サーバ

IaaS (Infrastructure as a Service)

サーバやCPU、ネットワークなどのインフラをサービスとして提供するもの

「クラウド上のサーバにデータを保存し、ネットワーク上で操作する」という視点からは、クラウドロッカーもWebメールもSaaSに分類され、サービスを実現する技術はほぼ同じであり、区別は難しい

クラウドロッカーへのデータの保存は許諾の必要な複製にあたるか



クラウドロッカーはいわばワイヤレスHDD/SSD

技術の進歩によってネットワーク上にデータを保存するようになったクラウドロッカーの利用はパーソナルなものでHDD/SSDへの私的複製と同様の態様

違法なファイル共有は検挙しやすい

共有リンクにはユーザーが紐づいており、発信者情報を追いかける

利用者のファイル名・タグ情報は個人情報

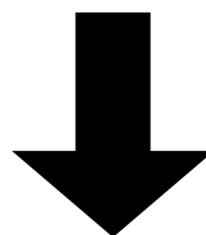
事業者が利用者の許諾なく調査することは目的外利用にあたる
個人識別性低減データの取り扱いについては法改正作業中

クラウドロッカーへのデータ保存は私的複製である

クラウド事業者に対して対価還元義務を与えた場合、どうなるか

事業者は利用規約で音楽ファイルや映像ファイルの取り扱いを禁止するようになる

あるいは音楽ファイルや映像ファイルの取り扱いを行うために別契約を求めるようになる



期待通りの対価還元を得られない

ユーザーは制限のない海外のサービスを使う

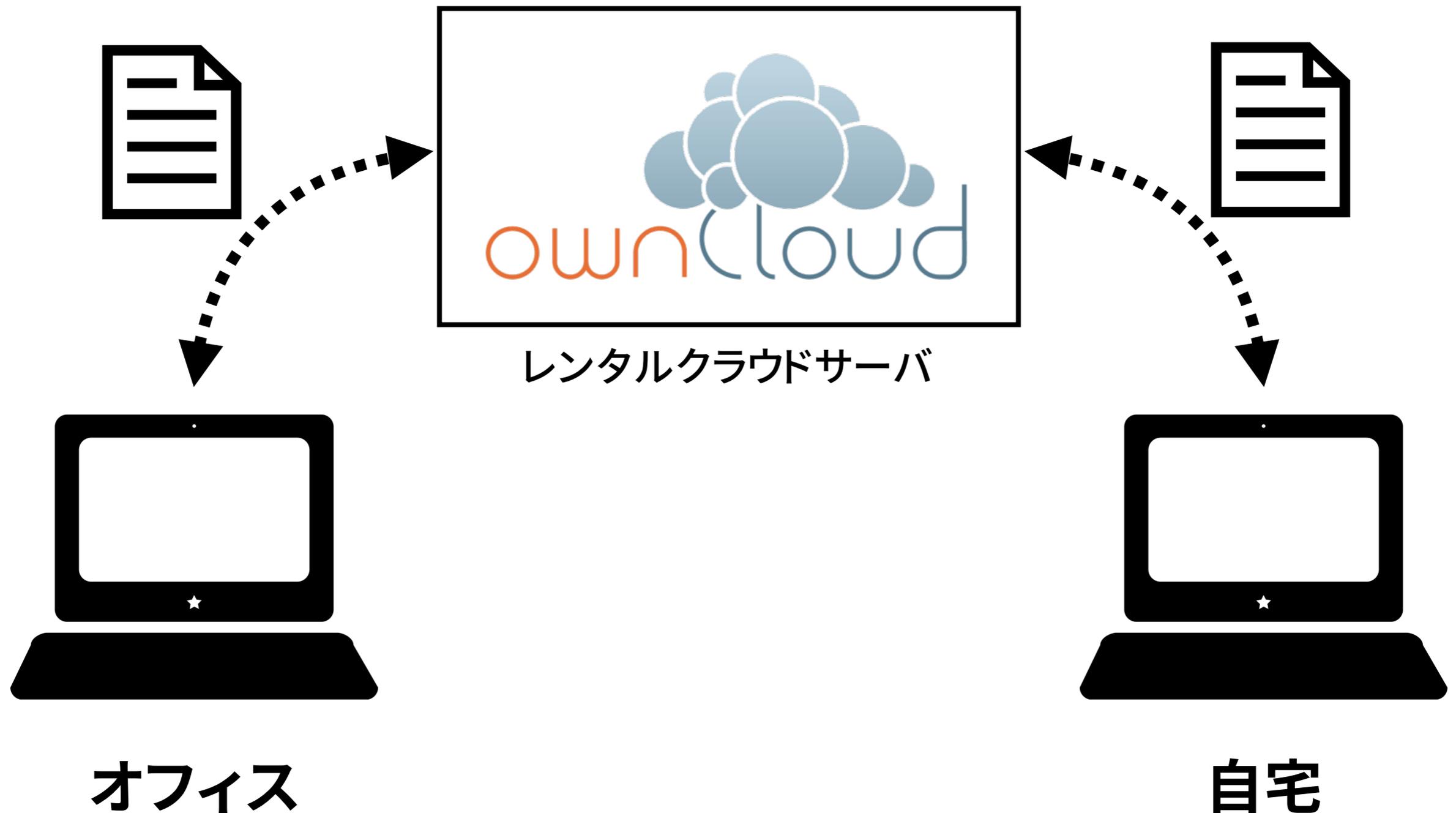
事業者の撤退・参入障壁

クラウドサービスを用いた音楽・映像へのイノベーションがストップ

対価還元義務は国内産業の空洞化の原因となり、成長戦略としては不適合

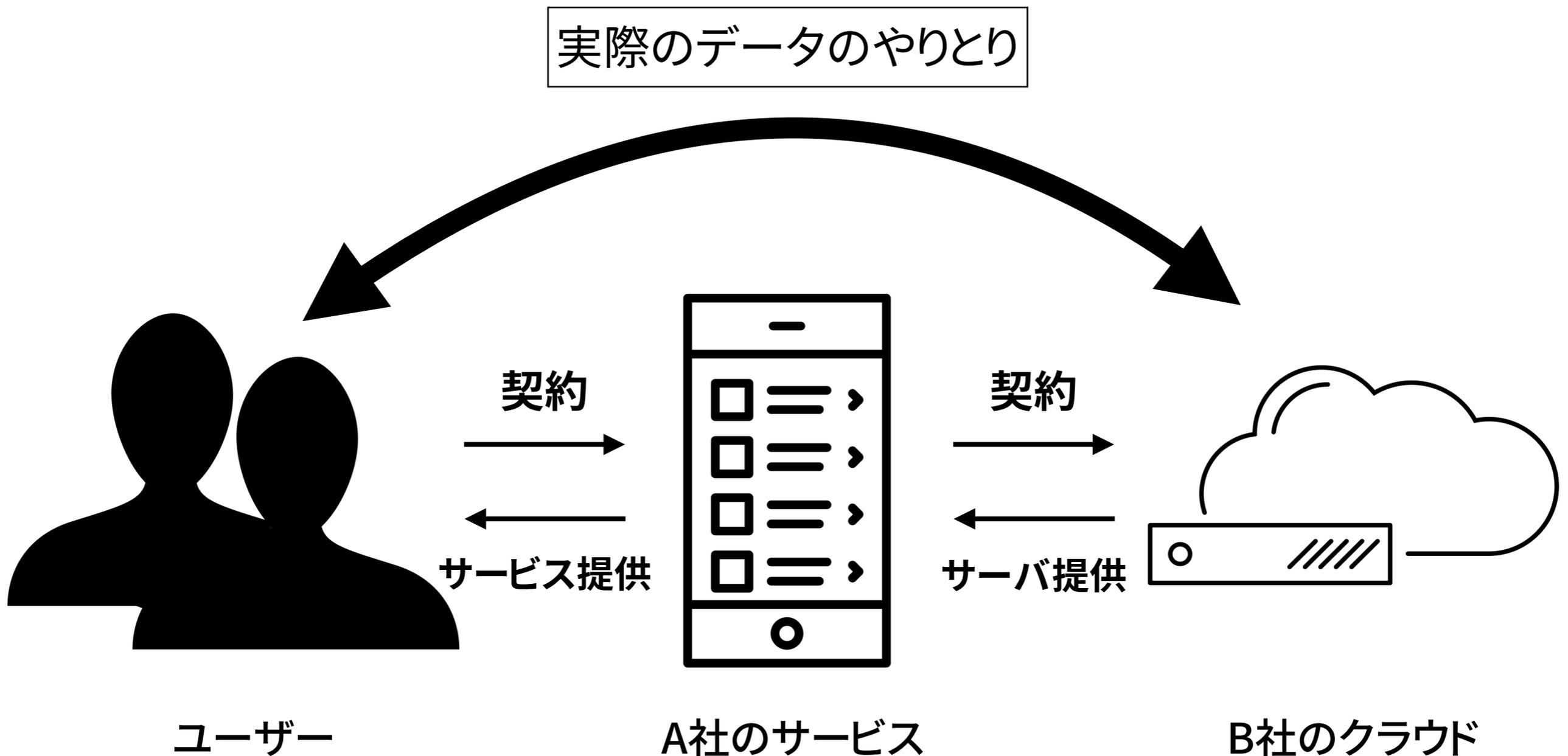
その他技術的な観点 I

ユーザー自身がフリーソフトウェアを用いて
クラウドサービスを構築する場合



その他技術的な観点 II

事業の立ち上げ時に他社のクラウドサーバを借りる場合



MIAUの意見

- **クラウドサービスの今後のロードマップを十分把握した上で未来を見据えた制度設計・検討をすべき。**
著作権に関する議論にも技術WTが必要な時期では？
- **クラウドロッカーの利用は私的複製の範囲内でありクラウドサービスを通じた権利者への対価還元は不必要。**
- **クラウドコンピューティングの本領はそのストレージ機能だけではなく、大規模サーバを用いた処理にある。その点でフォーマット変換などを合法化する方針で議論を。**
MYUTA的なサービスが本当に非合法のままでよいのか？
- **ユーザーや事業者にリスクをとることを求めるなら日本においても米国型フェアユースを導入し、戦えるようにしてほしい**

クラウドロッカーサービスにおける議論の終着

- Type2型(共有機能なしDropbox)に関しては複製の主体はユーザーであり、著作権法第30条で処理する
- Type2型以外のクラウドロッカーサービスは「発展的なクラウドサービス」とし、別途議論する
- 音楽権利者は権利処理の集中管理機構を設立し、事業者や利用者が契約しやすい環境を作り上げる、と提案

共有機能のないクラウドロッカーなどありえない音楽以外の著作物の権利処理はどうする？

クラウドロッカーサービス「以外」のクラウドサービスとして議論されたもの

(1)私的使用目的の複製を支援するサービス

メディア変換サービス

利用者が自宅で保管しているビデオテープやレコード等を、事業者が提出を受け、DVDやブルーレイ等別のメディアに変換して返却するサービス

個人向け録画視聴サービス

事業者により録画されたテレビ番組を、携帯電話やタブレット等様々な端末で視聴可能にするサービス。

プリントサービス

画像を指定して注文すると、指定画像をプリントした商品が自宅に届くサービス。

クラウドロッカーサービス「以外」のクラウドサービスとして議論されたもの

(2)クラウド上の情報活用サービス

スナップショット・アーカイブ

利用者が指定したURLの情報が事業者のストレージ上に保存され、URLの参照先のページが削除・変更された後でも元のページを参照できるサービス。

論文作成・盗作検証支援サービス

公表された情報をクラウド上のサーバーに収集・分類し、それをもとに論文執筆者に文献情報の提供(和訳等含む)を行ったり、チェック対象の論文を入力すると、収集された文献と比較し、盗作箇所が表示されたりするサービス。

評判分析サービス

インターネット上の情報をクラウド上に収集・分類し、評判を知りたい自社商品等の名称を入力すれば、評判に関するデータが提供されるサービス。

法人向けTV番組検索サービス

クラウド上に放送を録画し、法人事業者が危機管理や報道対応のために後で検索して自由に視聴できるようにするサービス。

クラウドロッカーサービス以外の議論

- 事業者は個別の契約ではなく
柔軟性のある権利制限規定を整備を求めた
- 対して権利者は契約による権利処理を求めた

**歩み寄りは難しく、クラウド小委員会での議論は
結論を出さないうまま終結した**

今後の見通し

- クラウドサービスにおける著作権処理に関する議論は終結。
本年度中に報告書がまとめられ、それを小委員会で承認するフェーズへ
- クリエーターへの対価還元に関する議論(補償金?)については
このあとの議題となるだろう

問題点

- **結局、何か解決しただろうか？**
- **インターネットの問題を著作権の問題だけとして処理できるか？**
ビジネス的な視点、エンジニアリングの視点、プライバシーの視点
そろそろ情報法全体としてインターネットと著作権の問題を解決すべき

クレジット

この文書内のピクトグラムは下記を利用しました。

Document by Prerak Patel from The Noun Project

<http://thenounproject.com/term/document/4561/>

User by Martha Ormiston from The Noun Project

<http://thenounproject.com/term/user/12397/>

Laptop by Venkatesh Aiyulu from The Noun Project

<http://thenounproject.com/term/laptop/19554/>

Cloud by Yaroslav Samoilov from The Noun Project

<http://thenounproject.com/term/cloud/39295/>

Cloud Server by Grant Fisher from The Noun Project

<http://thenounproject.com/term/cloud-server/34215/>

App by Garrett Knoll from The Noun Project

<http://thenounproject.com/term/app/51706/>

上記のピクトグラムは クリエイティブ・コモンズ 表示 3.0 アメリカ合衆国 ライセンスの下に提供されています。

<http://creativecommons.org/licenses/by/3.0/us/deed.ja>

Owncloudロゴ引用元

<https://owncube.com/reseller-en.php>